



# これって虐待？

---

子どもの笑顔を守るために

---

保育者向け児童虐待防止のための  
研修用ワークブック



# 全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

## (子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

## (子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

## (保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

## (プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

## (チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。  
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

## (利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。  
また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

## (地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

## (専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会

## 目次

Contents

### これって虐待？

子どもの笑顔を守るために

1   はじめに	3
2   児童虐待を取り巻く状況	4
3   虐待が疑われる様子に気づくためのポイント	6
4   虐待対応の基本	8
5   虐待が疑われる子どもとかかわる	10
6   虐待防止の視点で保護者とかかわる	13
7   行政や関係機関と連携して対応する	16
8   <b>ワーク</b> 自園の子どもと保護者について考える	20
9   <b>資料編1</b> 虐待が疑われる子どもを発見したら	22
<b>資料編2</b> 児童虐待に関する資料・情報	23

## 1 はじめに

### 1 本冊子作成の目的と活用の期待

児童相談所および市町村における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、虐待によって子どもの命が奪われる事件も後を絶ちません。

保育所等で働く保育者は、保護者や子どもと日常的に接する立場にあります。そのため、保護者が育児不安や孤立感を抱えていたり、不適切な養育を行っていたりする場合にいち早く気づき、その専門性を活かした支援を行うことで、児童虐待の予防や早期発見につなぐことができます。

また虐待が疑われても施設入所や里親委託に至らず、保育所等に通所する子どもへの支援・見守りを求められる事例もあります。

しかし、児童虐待に関する知識や園内の体制整備が充分でなかったり、また、関係機関との連携がうまくできていなかったり等の理由で、適切な支援が難しいと感じることも少なくないのではないのでしょうか。

本冊子は、児童虐待に対する保育者の理解を深めるとともに、「保育所等において児童虐待予防および早期発見のために何ができるか」を考えるための研修用ワークブックです。

本冊子を研修等で活用し、日々の取り組みから子どもの健やかな育ちを支えていきましょう。

### 2 本冊子の使い方

- 都道府県・指定都市保育士会や各自治体での研修、園内研修等での資料としてご活用ください。
- 「<ワーク>自園の子どもと保護者について考える」に掲載のケース検討シートは、園内でのケース検討だけでなく、関係機関との情報共有でもご活用いただけます。
- 「<資料編1>虐待が疑われる子どもを発見したら」は、自園の対応方法を確認し、共有するためにご活用ください。

※本冊子では、以下の通り用語の統一をしています。

- |               |       |
|---------------|-------|
| ◇保育所、認定こども園   | →保育所等 |
| ◇主任保育士、主幹保育教諭 | →主任   |
| ◇保育士、保育教諭     | →保育者  |

# 児童虐待を取り巻く状況

## 1 児童虐待の定義

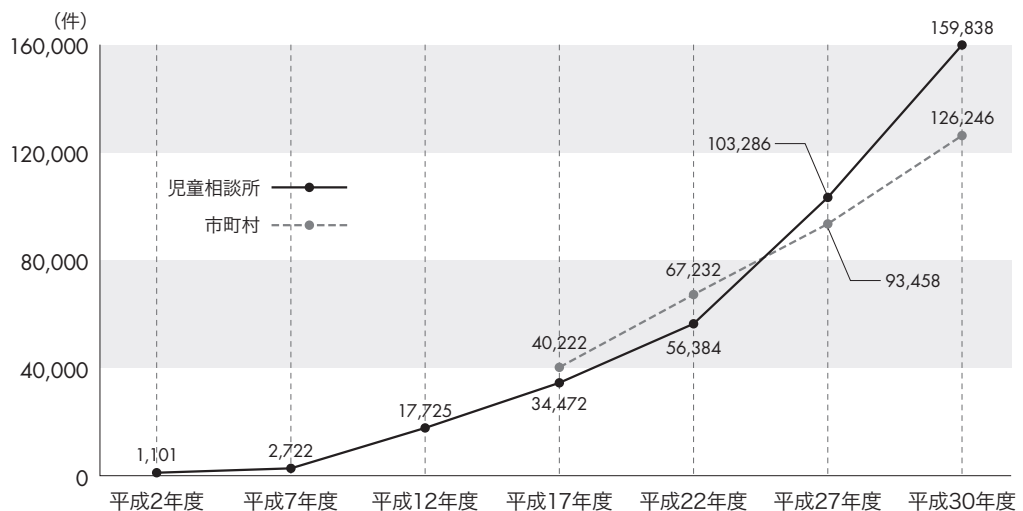
児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）では、虐待を、保護者が18歳未満の子どもに対して行う4つの行為と定義しています。具体的には、身体的虐待（殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる等）、性的虐待（子どもへの性的行為、性的行為を見せる、裸の写真を撮る等）、心理的虐待（きつい言葉がけ、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう〔DV〕等）、ネグレクト（閉じ込める、食事を与えない、不潔にする、車の中に放置する、病院に連れて行かない等）の4つです。

虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。令和2年4月からは、児童虐待防止法で「保護者による体罰の禁止」規定（第14条）が定められました。社会全体で体罰等によらない子育てについて考えるためのガイドライン「体罰等によらない子育てのために」【詳細：P.23】も示されました。これは保育者にも役に立つものです。是非、参考にしてください。

## 2 児童虐待の現状

児童虐待相談への対応は、市町村の子ども家庭福祉相談の窓口や児童相談所で行われます。この10年間で、児童虐待相談対応件数は急激に増加しています。とりわけ、児童相談所の対応件数の増加は著しいものがあります。これは、平成16年に子どもの前でおこなわれる配偶者間の暴力（面前DV）を心理的虐待の定義のなかに含めたことが大きく影響しています。

（児童相談所および市町村の児童虐待相談対応件数の推移（平成30年度 福祉行政報告例））



### 3 児童虐待防止に関する法制度や仕組み

児童虐待への対応は、主として児童福祉法と児童虐待防止法で規定されています。児童福祉法では、児童虐待等により保護者のもとで生活することが適切でないと考えられる子ども（要保護児童）を発見した場合には、市町村、児童相談所、都道府県が設置する福祉事務所のいずれかに通告しなければならないとされています。児童虐待防止法では、さらに、児童福祉施設（保育所や認定こども園はこれに含まれます）やその職員は、通告に努めなければならないと規定しています。

初期支援は、主として市町村が行います。市区町村では、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター等、相談支援体制の整備が進められています【詳細：P.19】。また、虐待事案や特定妊婦（子育てに不安があると考えられる妊婦等）の支援を検討したり、支援の進行を管理したりする機関として、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）が設置されています【詳細：P.18】。

児童相談所は、最終的には親子を分離する権限も与えられている機関です。ただし、分離をすることが第一目的ではなく、あくまでも親子が一緒に生活できる状況を作るのが目的ですので、たとえ通告があったとしても、慎重に判断します。

（市町村および児童相談所での児童虐待相談の経路別対応件数（平成30年度 福祉行政報告例））

	総数	保育所	認定こども園	幼稚園	学校	虐待者本人	虐待者以外の親族	近隣・知人	警察等	その他
市町村	126,246	<b>7,850</b>	<b>1,200</b>	1,087	18,529	3,656	6,831	7,580	6,821	72,692
児童相談所	159,838	<b>1,397</b>	<b>182</b>	406	10,649	3,298	10,194	21,449	79,138	33,125

（件）

### 4 児童虐待への対応において保育所等に求められる役割

保育所等は、日中だけでも親子が自分自身と向き合うことができる時間を提供できる、日常的に子どもの状況を把握でき、虐待を発見しやすい、等の強みを持っています。また、児童相談所等に比べると、保護者が相談しやすいという特性もあります。これらのことを活かした役割が期待されます。

しかしながら、保育所等は、虐待支援の専門機関ではありません。虐待等の懸念がある場合、自分たちだけで判断するのではなく、できるだけ早く市町村や児童相談所に連絡し、どのようにかかわるべきかを一緒に考えることが重要です。

# 虐待が疑われる様子に気づくためのポイント

虐待が疑われるかは、一つの事象だけを捉えるのではなく、持っている情報全体を照らし合わせて、総合的に考えることが必要です

## 1 | 保育の場面

### 登園時

誰が

どんな様子

子ども



- ・着衣、頭髪の汚れ（毎日同じ服、季節感のない服、臭う等）
- ・不自然なあざ、ケガ、やけどがある
- ・ケガの理由をごまかす、つじつまが合わない
- ・保護者の言葉に緊張した態度（視線）を見せる
- ・登園が遅い、保護者が寝ている等で連れて来られない

保護者



- ・表情が硬い、保育者と話したがない
- ・子どもに暴言を吐いたり、強引に引っ張って連れてきたりする
- ・コップや弁当箱等必要なものを持ってこない、不衛生なまま持たせる

### 日中

誰が

どんな様子

子ども



- ・保育者が腕を上にあげただけで頭を抱えて防御態勢をとる
- ・叱っていなくても、すぐに「ごめんなさい」や「怒らないで」と言う
- ・執拗しつように甘えたり、怒ったり、感情の起伏が激しい
- ・拒絶の言葉が多い（「いや」、「触るな」等）、会話や遊びが乱暴
- ・元気がなくて遊べない、無気力、無反応、無表情

### 昼食時

誰が

どんな様子

子ども



- ・朝から空腹を訴える、配膳棚を何度ものぞきに行く
- ・異常な食欲、食事時に落ち着いて座ってられない

### 午睡時

誰が

どんな様子

子ども



- ・着替えるのを嫌がる、傷を隠そうとする
- ・保育者のタッピングを異常に怖がる
- ・眠れない、寝つきが悪い、寝言でうなされる
- ・保育者と一緒に寝たがる、抱きついてくる

### 降園時

誰が

どんな様子

子ども



- ・保護者の迎えを喜ばない、帰りたがらない、顔をうかがう
- ・他児の保護者に必要以上に甘える

保護者



- ・迎えが頻繁ひんぱんに遅れる、怒鳴ったり命令口調で連れて帰る
- ・無表情で歩いて子どもが後ろを小走りで追いかけて行く



## 2 保護者と接する場面

誰が

どんな様子

子ども



- ・参観日に保護者が来ると異常に緊張した様子を見せる
- ・保育者が保護者と話していると怯えた表情で様子をうかがう

保護者



- ・子どもの様子に関心がない、家庭のことを話したがる
- ・執拗に子どもを責めたり、思わず叩きそうになったりする
- ・参観日等の行事に全く参加しない

## 3 休み明けの場面

誰が

どんな様子

子ども



- ・無気力、機嫌が悪い、友だちへの攻撃的言動や暴力が多い
- ・オムツかぶれがひどくなっている、傷やあざができています
- ・休み中のことを聞いても答えない、または「何もない」と言う
- ・食事を待ち望んでいる様子がある、通常とは異なる量を食べる

保護者



- ・傷やあざの事を弁解するように話しかけてくる

## 4 発育測定・内科検診・歯科検診の場面

誰が

どんな様子

子ども



- ・成長が遅い（身長・体重が変化なし、または減少する）
- ・むし歯が多い、むし歯が悪化している・治療されていない
- ・服で見えない所に傷やあざがある、服を脱ぎたがらない

保護者



- ・健康診断の日に欠席する
- ・乳幼児健診や予防接種を受けない
- ・具合が悪くても病院に行かない

## 5 そのほかの場面

誰が

どんな様子

子ども



- ・子どもが望んでいない染髪や服装をいつもさせられている
- ・子どもが尿意を伝えられるのに、いつもオムツで過ごさせている
- ・保護者の休日でも常に開所時間いっぱい預ける
- ・昼夜関係なく、子どもだけを家に置いて出かけることが多い

保護者



- ・子どもの前で夫婦喧嘩をしたり、家族に暴力をふるったりする
- ・子どもの年齢や状況に合った食事（離乳食を含む）を与えない

# 虐待対応の基本

## 1 チームとして対応する

### ◎虐待対応の基本はチーム

虐待（とくに虐待が疑われる保護者）への対応は、園全体でチームとして行いましょう。園全体での対応は保育者の負担軽減にもつながります。

### ◎一人で抱え込まず、周囲に相談する

担任等特定の保育者が個人で対応しても、保護者はこれを園の方針・考え方と受け止めることがあります。最初に園長や主任等と相談し、園全体で考えて対応することが重要です。さまざまな職種（役職）の視点から考えることで、物事を多角的に捉えることもできます。

## 2 責任ある対応をとる

### ◎自身の感情や思いのみに任せた対応はしない

保護者は虐待だと思っていなかったり、虐待だと思っていてもほかの対応方法がわからなかったりすることもあります。保護者の多様な状況を理解せず、感情に任せた否定的な対応をとると、保護者を追い詰め、さらなる虐待を誘発してしまう可能性があります。

### ◎すべての保育者が一貫した対応をとる

園全体で情報や方針を共有し、子どもと保護者に、すべての保育者が責任を持って一貫した対応をとることが、信頼を得ることにつながります。

## 3 自分を知る

### ◎保育者自身の体験や価値観に基づく思考のくせや苦手を知る

保護者対応の際に、保育者自身の思考のくせや苦手意識が影響して、相手を傷つけてしまったり、自分が必要以上に傷ついてしまったりすることがあります。まずは、自分をよく知ること（自己<sup>じこかくち</sup>覚知）が重要です。

### ◎スーパービジョンの重要性

虐待への対応では、園長や主任等、または専門職等によるスーパービジョンが重要です。スーパービジョンの機能として、教育的機能（専門的スキルを向上させる）、支持的機能（保育者を受け止め、支える）、管理的機能（対応が適切に進んでいるか確認する）等があります。



## 4 信頼関係を築く

### ◎傾聴、受容の姿勢

信頼関係を築くには、相手の話を真摯<sup>しんし</sup>に聞き（傾聴）、その思いを受け止めること（受容）が大切です。人間は受容してくれる人との間には信頼関係を築きやすいものです。「相手の気持ちを受け止めつつ、対応を考える」ことをかかわりの基本の姿勢としましょう。

## 5 情報共有と秘密の保持

### ◎記録の重要性

記録は、園内や関係機関との情報共有で重要な資料となります。客観的かつ具体的に記録をとるよう心がけましょう。

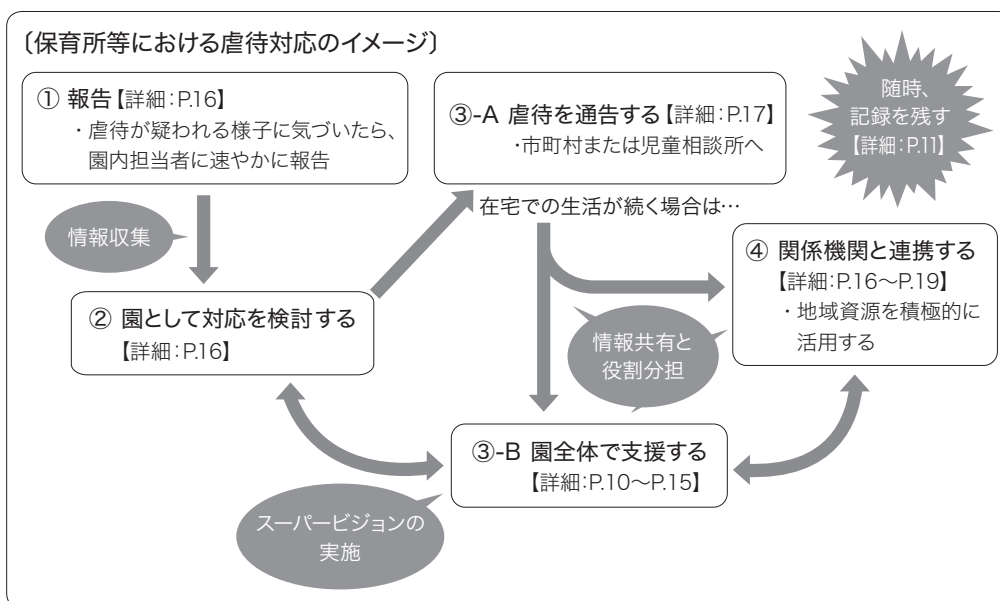
### ◎情報共有

園内および関係機関との情報共有の機会は必ず持ちましょう。誤解や偏見を生まないように、記録等も活用しながら、共有をはかりましょう。

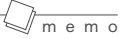
### ◎秘密の保持

情報共有は、「秘密の保持」が前提です。保育所等児童福祉施設で働く職員には、「守秘義務」が課せられており、職務上知り得た秘密や個人情報は正当な理由なく第三者に公開してはなりません。園児や保護者、職員も含めたすべての人の人権を尊重する意識を持ちましょう。

なお、児童虐待の通告は、児童虐待防止法で義務とされています（第6条）。また、児童福祉法で、児童福祉施設職員等は市町村への要支援児童等の情報提供に努めることとされており（第21条の10の5）、いずれも守秘義務違反にあたらないとされています。



## 1 | 虐待が子どもに与える影響



## ◎身体的虐待

身体的虐待では、叩く、蹴る等、身体に危害を加えられることにより、やけど、あざ、眼底出血、鼓膜裂傷、骨折、硬膜下血腫、内臓破裂等、身体のある箇所にはけがをする可能性があり、障害が残ることもあります。

## ◎性的虐待

性的虐待では、子どもがわいせつな行為をされたり、性器や性交を見せられたりすることで他者への嫌悪感を植えつけられる等、子どもの心身に大きな傷を残します。

## ◎心理的虐待

心理的虐待では、子どもの心が深く傷つくようなことを言ったり、無視したり、脅かしたり、ほかのきょうだいと差別的対応をすることにより、子どもの心に不安や怯え等を引き起こすこととなります。また、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうことも、心理的虐待の1つです。

## ◎ネグレクト（育児放棄）

ネグレクト（育児放棄）では、食事を与えられなかったり、日常的な世話を受けられなかったり、大人との応答的なかわりができなかったりして、発育・発達が遅れたり、栄養失調や脱水症状等から最悪の場合は死に至ることもあります。

## ◎虐待が子どもの心身に与える影響

虐待を受けると、子どもたちは心の奥深くまで影響をうけて、さまざまな姿で困難を示します。愛着形成に困難が生じることも多く、自分の要求を受け入れてくれそうな保育者に対して距離感なくべたべたしたり、わざと怒らせたり困らせたりして相手を振り回す言動をとることがあります。

また、自己の感情を受け止めてもらう経験が極端に少ないため、怒りの感情のコントロールができず、衝動的な行動を起こすことや他児への攻撃的な態度につながることもあります。集団生活をスムーズに送るために必要なルールの獲得が難しいことも多く、思い通りにならないときに急に感情を爆発させたり、パニックになったり、発達障害の子どもの特徴と感じられるような言動が現れる場合もあります。

### ①虐待が疑われる子どもとかかわる際に必要なこと

#### ◎虐待を受けた子どもを理解しようとする

生活リズムや基本的な生活習慣の様子、食事・排泄・午睡・着脱・清潔の程度を把握するとともに、保育者に対する過度の甘えや、要求が通らなかったときの反応、困ったときに助けを求められることができるかどうか、大人を避けていないか、保育者や保護者が注意したときの反応等を観察しましょう。

また、みんなと遊べるか、自分より年上や年下の子どもへの態度はどうか、ルールのある遊びを楽しむことができるか、仲のよい友だちがいるか、トラブルの解決の仕方はどうか等、他児と異なる反応や子どもの変化、いつもと異なる態度に気づくことが重要です。成育歴や家族の状況等とも照らし合わせてその子のあり様を理解していきましょう。

#### ◎記録を残す

記録は、重要な客観的資料です。記録を残すことで情報の伝達ができるだけでなく、過去の経過を振り返る材料にもなります。

子どもの状況や虐待が疑われる様子、保育者のかかわり等、これまでの経過および現状を関係機関へ的確に伝える必要があります。そのためには、日ごろから子どもに寄り添い子どもの変化に気づけること、そして、起きたことを言語化して記録する力が求められます。記録を書くことが、感情的になっている保育者の心を冷静にするとともに、起きていることを客観的に振り返る機会にもなります。

#### ◎会議の場を設ける

日々の業務に追われ、立ち止まって考える余裕が持てないため、担当保育者だけでは、子どもの変化や成長に気づきにくいこともあります。気づきを言葉にしてほかの保育者と共有する場があることで、多角的な視点から子どものことを考えられます。子どもの問題行動にばかり向けられていた厳しいまなざしは、やさしく温かなまなざしへと変化します。子どもは、保育者の温かなまなざしで、自分が大切にされている実感を確認しながら生きていきます。



## ②保育者に求められる役割

### ◎子どもに安心感を持たせ関係を築く

誰からも危害を加えられない、何を話しても責められない、といった安心感を持つことで、素直に自分の気持ちを表せるようになっていきます。

### ◎自尊感情を育てるかわり方をする

虐待を受けた子どもは、自信をなくしていることが多く、安心安全な環境のもと、信頼できる大人との関係のなかで、認められる経験を積むことで自信を持ち、変わっていきます。子どもの得意なことや簡単な役割を与えて、できたときにはしっかり認める言葉がけをしていきましょう。

### ◎子どもとふれあう

虐待を受けている子どものなかには、自分が悪いからこうなったとの思いを持っている子どももいます。日常生活のなかでふれあう機会を子どものタイミングで持ち、そのような思いは誤解であると伝わるようにかかわりましょう。自分らしく振る舞うこと、自分の気持ちを素直に出すことの大切さを伝えていきましょう。

### ◎コミュニケーションの取り方を知らせる

他児への攻撃的な行動が目立つ場合は、保育者が間に入って、「今は怒りたい気持ちなんだね」と子どもの気持ちを受け止めるようにしましょう。他児とのやりとりで行き過ぎた行為があったときは、「あのときはどうすればよかったのかな？」と、子どもが自らの行動を振り返って考えられるように配慮することも必要です。叩く等の行為に対しては、代わりに方法を子どもと一緒に考えたり、叩かずに嫌だった気持ちを言葉で伝えることを促したりしましょう。

## ③とくに配慮が必要と考えられる点

### ◎園としてどのように対応するかを話し合っておく【詳細：P.16】

子どもの安全を保障するために、保育者個人ではなく園として、どのように対応するかを話し合っておきましょう。子どもへのかかわり方だけでなく、通告の際の手順等も含めて、事前に協議しておくことが重要です。

### ◎子どもから聞き出そうとしない

虐待が疑われる場合であっても、子どもから虐待の詳細を無理に聞き出すことはやめましょう。虐待の兆候を見逃さないようによく観察し、子どもの気持ちに寄り添って対応していきましょう。

# 虐待防止の視点で保護者とかかわる

## 1 虐待防止のための保護者とかかわり

### ①虐待の発生を予防するための保護者とかかわり

児童虐待予防は、子どもと保護者の両方を見守り支える視点が重要です。保護者が育児不安や孤立感を抱えている、子どもとかかわり方がわからない等、保護者自身の困り感や苦しさから虐待につながることも少なくありません。

子どもや保護者と日常的に接する機会がある保育所等には、保護者との関係性が構築されているからこそできる支援があります。

### ②保護者との信頼関係を構築するためのポイント

保護者と信頼関係を築くためには、日常的なかかわりが重要です。登園時・降園時のあいさつや連絡帳でのやりとり等を通じて、日ごろから保護者との関係構築をはかりましょう。たとえば、保護者が疲れている様子であれば、「食事をとることはできていますか?」「眠れていますか?」等の声かけで、保育者が、子どもだけでなく保護者も見守っている気持ちを伝えていきましょう。

シフト制の保育所等は、保護者と接する保育者が登園時と降園時で異なることも多くあります。登園時の保護者や日中の子どもの様子等は、職員間で日々共有しましょう。

### ◎保護者とかかわる際のポイント

保護者とかかわりでは、

- ・ 保護者の気持ちや困り感を知って理解しようとする
  - ・ 否定的なかかわりは避け、保護者の行動を認め、自己決定を尊重する
  - ・ 保護者の状況や外見等からの先入観や固定観念に基づく判断はしない
  - ・ 守秘義務を遵守する(虐待通告は、守秘義務に違反しないとされています)
- といったことを心がけましょう。

### ◎保護者から情報を得たい場合

子どもや保護者に気になる様子が見られたとき等、保護者から直接情報を得ることが必要な場合もあります。保護者のところに寄り添い、解決方法を一緒に考えたいとの気持ちを伝えながら、話を聞いていきましょう。



### ③保護者との関係が悪くなってしまった場合の対応

保育所等において多くの保護者とかかわっていきななかでは、保護者との関係が悪くなってしまう場合もあります。

保護者とかかわりがうまくいかないときは、少し時間や距離を置くことも必要です。ただし、「こんにちは」「お仕事お疲れさまです」等、日常的な会話は普段どおり続けましょう。あいさつ等をすることで関係の悪化を防ぐことができるだけでなく、時間の経過のなかで、関係改善のタイミングが見つかることもあります。

保護者とかかわりに困ったときや保育者個人での判断が難しい問い合わせがあったとき等は、一人で抱え込まず、園長や主任、先輩等に相談しましょう。多角的な視点を得ることで、よりよいかかわりにつながります。状況によっては、一時的に、園長や主任等が保護者に対応することも考えられます。園長や主任は、保育者が相談しやすい環境づくりに努めましょう。

## 2 | とくに配慮が必要な保護者とかかわり

### ①障害等により養育力やコミュニケーションに不安がある保護者とかかわり

保護者の得意なこと、苦手なことを具体的に把握するよう努めるとともに、書いて伝える、簡潔な言葉やクローズドクエスション（YES/NOで答えられる質問）を用いる等、保護者が理解しやすい方法で意思疎通をはかりましょう。必要に応じて地域の関係機関につなぐことも考えられます。

### ②攻撃的な態度を示す保護者とかかわり

攻撃的な態度は、保護者自身の不安感や困り感が原因の場合もあります。保護者の気持ちに寄り添いながらかかわりましょう。その際、窓口となった保育者一人が過剰に攻撃されたり、責任を負わされたりしないよう、園全体でかかわることが重要です。

園長や主任等は、保育者が必要以上に傷つかないように、サポートしましょう。

### ③子育てに著しい不安を抱えている保護者とかかわり

著しい育児不安や自信のなさが見られる保護者には、保護者自身の行動や頑張りを認める言葉がけを積極的にしながら、徐々に信頼関係を深めていきましょう。

保護者が子育てで困っている場合は、子どもの保育所等での様子をふまえた適切なかかわり方等を伝えることもよいでしょう。保育所等での対応が難しい困り感を保護者が抱えている場合は、地域の専門機関等を紹介しましょう。



## 虐待が疑われる保護者への具体的かかわり（A保育所の事例）

生後5カ月のBは、父母とA保育所に在籍中の3歳の姉C、2歳の兄Dの5人暮らしです。Cはアレルギーによるかぶれがひどく、母親に受診をすすめてもなかなか病院に行かない等、気にかかる様子がありました。Cの担任が園長や主任に報告し、こまめな情報共有と全員での見守りを行うことにしました。

休み明けのある日、Dの顔にあざがありました。保育者が母親に理由を聞くと「Dが自分でつまずき、机の角にぶつけた」と話しました。あまり入浴していないと思われる様子もあったため、園内で再度対応を検討しました。登降園時に母親と話をする等、日々のかかわりで信頼関係ができていた園長とDの担任で母親と面談を行うこととし、面談中の保育等の役割分担もしました。

面談では、母親の困りごとや家での子どもたちの様子を聞き、母親に共感しつつ、かかわり方をアドバイスする等、養育力を高められるよう話しました。

面談を重ねて保護者との関係はできていきましたが、子どもの養育環境は改善が見られませんでした。そのため、今後も改善が見られず、虐待と疑われるようなけがをした場合は、本園から市町村に虐待通告をすると、保護者に伝えました。保護者との関係ができていない場合、事前に通告する可能性があることを伝えることも必要だと考えています。

見守りを続けるなか、地域の方から児童相談所に通告があり、要対協で個別支援ケースとしてB家族が取りあげられました。引き続き本園で見守りを行うとともに、市役所の担当窓口とも連携していくこととなりました。

そのようななか入園してきたBは、ミルクを飲んでも嘔吐することが続きました。母親に伝えても、家でも同様だとあまり心配した様子が見られません。市役所に状況報告をしつつ、園内で検討し、父親と面談することとしました。

父親との面談では、父親の子どもへの思いを聞いたうえでBの状況を伝え、専門病院の受診をすすめました。

父親は仕事であまり家におらず、Bの状況に気づけなかったとのことでしたが、子どもを心配し、面談の翌日に病院を受診したと報告がありました。Bは入院することとなったため、園でのBの様子や退院後に園が何をすべきか教えてほしい旨を文書にし、父親を通じて担当医に渡してもらいました。

退院後のBの見守り体制については要対協で話し合いました。担当医からはBの安定のために休まず登園するべきと話があり、要対協では、引き続き自宅から本園に登園しつつ、関係機関が連携して見守ることとされました。

1ヵ月後、退院したBは元気で笑顔も見られるようになりました。担当医からはBの状況や今後の対応について詳細な連絡があり、それを踏まえて園内の体制を検討のうえ関係機関と連携して引き続きB家族の支援を行っています。

# 行政や関係機関と連携して対応する

## 1 | 園内の体制整備

### ①園内での情報共有

虐待が疑われる子どもに気づいたら、速やかに園内の緊急会議を開催します。関係者が集まって得られた情報を共有し、今後の対応を検討します。

### ◎園内での支援会議のあり方

通告の可否や保護者に虐待通告の実施を伝えるかどうか等の今後の対応、主担当者や通告の担当者、保護者対応や警察への支援要請等が必要な場合の担当者といった役割分担等、組織としての方針を決定します。

協議は、子どもに関係する保育者を核に、園長、主任、担任、看護師等、一部の関係者で行う場合もあれば、全職員で共通理解をはかることが必要な場合もあります。状況に応じた判断は必要ですが、プライバシー保護や守秘義務の視点も踏まえ、普段から協議の持ち方を考えておきましょう。

### ◎園での支援に関する連携

会議の結果、通告せず園内でしばらく様子を見ることとした場合、今後その子どもにどのように対応していくか、職員間の連携や各職員の対応等を十分に話し合い、共通理解をはかっておく必要があります。

通告した場合でも、多くの子どもは継続して在宅で生活します。平成30年度に児童相談所に対応した児童虐待相談のうち、施設入所等に至った事案は3%程度です。一時保護は16%程度であり、一時保護の期間はさまざまで、すぐに在宅での生活に戻ることもあります。そのため、保育所等では見守りや保護者対応、職員間の情報共有、関係機関との連携等の体制を整えておきましょう。

いずれの場合も、担任等保育者一人に負担がかかりすぎないように、園長や主任が積極的にかかわり、園全体で連携して対応することが必要です。

### ②関係機関と連携することの意義

児童虐待予防や問題解消のための支援は、地域の関係機関が協働して行うことが大切です。効果的な連携には、各機関が互いの機能や限界を理解し、役割分担をして補い合いながらネットワークを構築することが必要です。

また、支援には地域資源を十分に活用することが重要です。現在、ほとん

どの自治体に要対協が設置されています。これを活用して関係機関で情報や援助方針を共有し、支援につなげましょう。

### ③階層・職種ごとの役割

現在、虐待が疑われる子どもが保育所等に在籍していない場合でも、組織内で話し合える体制をつくる、児童虐待の担当を明確にする等、職員が一人で抱え込まないようにするための工夫を事前しておく必要があります。

虐待が疑われる子どもが在籍していれば、園長は責任者として、主任やリーダー的職員は保育者のスーパーバイザーとしての役割を果たすこと等が必要です。これまでの子どもや保護者との関係を考慮して、見守りや保護者への対応等の役割をそのほかの職員も含め分担して行いましょう。

## 2 | 虐待を通告する

子どもの虐待は、保育者によって発見されることも多くあります。ときには、保護者や地域の方から保育所等に情報がもたらされることもあります。

虐待を予防するため、日常のかつ継続的に子どもや保護者とかかわるなかで、保護者の子育てを支援するとともに、虐待が疑われる様子に気づいたら、迅速かつ適切に対応することが重要です。

保育所保育指針では「第3章健康及び安全」と「第4章子育て支援」に、保育所等における児童虐待等への対応が記載されていますので、一読してください。なお、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも同様の記載があります。

### ①どのタイミングでどこに通告するのか

児童虐待防止法では、虐待が疑われる子どもを発見したら「市町村」「児童相談所」「都道府県の設置する福祉事務所」、または、児童委員を介して、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所」に通告することとされています。

保育所等からの通告で配慮すべきこととして、下記等の事項があげられます。

- ・ 「疑い」の段階でもよいので早めに知らせる
- ・ 調査時の混乱を避けるため、できるだけ組織で判断して通告する
- ・ 受傷状況の写真を撮っておく
- ・ 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておく
- ・ 子どもから聴き取る際には誘導や子どもを責める口調とならないように注意する。子どもは、保護者との関係を壊したくないと考えていることが多いため、普段の会話や行動から読み取る力をつける

## ②市町村行政に通告する際のポイント

保育所等は、日常的なかかわりがあり、児童虐待の初期支援を主に担っている機関である市町村への通告が多い傾向にあります。

通告が必要だと判断した場合は、速やかに連絡し、虐待が疑われる点や子どもや保護者の状況を客観的かつ具体的に伝えます。

## ③児童相談所等に通告する際のポイント

緊急性が高く、一時保護等のより専門的な対応が必要と考えられる場合は、児童相談所へ通告します。緊急性が高いと考えられる通告の場合は、市町村や児童相談所職員による目視確認と、緊急性の評価が必要なため、子どもが登園しているうちに、早急に連絡をとることが重要です。

### \*緊急性が高いと考えられる場合の例

- ・ 頭部や顔面、腹部等の危険部位に傷やあざを確認した場合
- ・ やけどがある場合 ・ 傷やあざが大きい、複数ある場合
- ・ 性的虐待が疑われる場合 等

## 3 具体的な連携

### ①要保護児童対策地域協議会（要対協）との連携

要対協は、児童福祉法第25条の2で規定された、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う、児童及びその保護者の支援を目的にした地域連携の場で、市区町村等が設置します。構成員には守秘義務が課せられ、円滑な情報共有が可能です。

要対協の協議対象は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）」、「保護者の養育を支援することがとくに必要と認められる児童（要支援児童）」、「出産後の養育について出産前において支援を行うことがとくに必要と認められる妊婦（特定妊婦）」で、虐待を受けている子どもに限りません。

構成員は、児童福祉関係機関（市町村の児童福祉・母子保健・障害福祉等担当部局、児童相談所、保育所等、社会的養護施設等）や保健医療関係機関（保健センター、医師会等）、教育関係機関（教育委員会、学校等）、警察・司法関係機関（警察、弁護士会等）、人権擁護関係機関、民生委員児童委員協議会等が想定されていますが、地域の実情に応じて柔軟に構成されています。



要対協の設置運営状況調査（平成29年4月1日現在）によると、構成員に保育所が含まれている協議会は83.5%、幼保連携型認定こども園が含まれている協議会は38.9%です。

保育所等に、要対協で個別支援ケースとされている子ども、また一時保護が解除され地域に戻った子どもが在園している場合等は、子どもや保護者を見守り、要対協への報告や連携をしながら対処していくことが重要です。

## ②子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点との連携

### ◎子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センター（以下、「支援センター」）は、母子保健法に基づき市区町村に設置（努力義務）される機関で、妊娠期からの切れ目のない支援、必要な支援の調整、関係機関との連絡調整等を行います。対象はすべての妊産婦、乳幼児とその保護者です。

「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」では、支援センターの必須業務は、下記の4つとされています。

- ・妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
- ・妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ・支援プランを策定すること
- ・保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

平成31年4月1日現在、1,724市区町村のうちの983市区町村に、1,717ヵ所設置されています。保健所、市区町村保健センター、市役所等に設置されている場合もあります。

保護者が育児不安や孤立感を抱えている、貧困等で生活に困っている等の場合、相談窓口として支援センターを紹介すること等が考えられます。

### ◎市区町村子ども家庭総合支援拠点

市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」）は、すべての子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク業務等を担う拠点として、市区町村に設置することが平成29年4月から努力義務とされました

支援拠点は、支援センターと一体的に支援を実施する機関であり、とくに要支援児童および要保護児童等の支援業務に重点を置いています。

## ③保健センター（保健師）との連携

保健センターには専門職として保健師がおり、また、乳幼児健診等で子どもや保護者とのかかわりもあります。乳幼児健診の受診状況や保育所等での様子等の情報を共有して、保育所等でのかかわりを検討していくとよいでしょう。

# 自園の子どもと保護者について考える

## ケース検討シート（書き方例）

●対象児名前： 山田 太郎 ●年齢（クラス）： 1歳児

●虐待が疑われる点

○毎日同じ服を着て登園する  
 ○登園時に保育士がタッピングすると体を困くする  
 ○何度もお代わりを欲しがり異様に食べ物に執着する  
 ○母親が迎えに来ても帰りがたがらない  
 ○むし歯があっても歯医者に連れて行かない

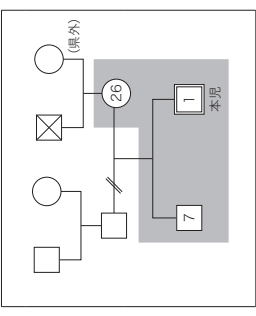
●基本的事項

在籍期間： 1 年 4 カ月（ 1歳 0 カ月で入所）  
 転所歴： 過去 0 所（園）に在籍

●家族の状況

：母子家庭で県外の祖母には頼れず、迎えが遠くなることが多い。  
 小2の兄は、別事業者が運営している児童保育所を利用。

## ●ジェノグラム



## ●必要だと考えられる支援

子どもへの支援

○空腹を満たすため、午前食や昼食を多めに配膳する  
 ○安心して過ごせるようスキミングを取ったり、落ち着ける空間をつくったりする

保護者（世帯）への支援

○話しやすい雰囲気をつくる（挨拶をする・母親を褒める等）  
 ○連絡帳で様子を知らせるとともに、園にあるもので補食として提供したことを伝える

※書き方例の詳細は、本会ホームページに掲載しています。

## ●その他

○早期や延長保育での母子の様子等の情報も職員間で共有する  
 ○報告・連絡・相談は大事にしつつも、保護者に不信感を抱かさないため、適度な距離感を持つこと重要に

## ●課題1

： 太郎くんが安心して過ごせていない（空腹・大人への不信感）

## ●目標（課題1）

： 空腹やむしが満たされるかわりをしっていく

## ●園での支援（課題1）

主担当者	担任 田中保育士
支援体制	ケース会議（担任 田中、主任 高橋、調理員 伊藤）
支援内容	○朝から空腹で元気がないので、午前食や昼食の量を調整する ○季節に応じた服を着せる（園の着替えを利用） ○安心して過ごせるよう積極的にスキミングをほめる
留意事項等	○他児やほかの保護者が気づかないようさりげない援助に努める

## ●関係機関との連携（課題1）

関係機関名称（担当者名）	かわり内容
市保育課入所係	入所時の経緯等の詳しい説明を受ける
市母子保健課	乳幼児検診等の様子を共有する
市教育委員会	兄の様子を聞き、状況を共有する

## ●課題2

： 母が孤立しており、追い詰められている

## ●目標（課題2）

： 保育所が母親の安心できる場所になる

## ●園での支援（課題2）

主担当者	担任 田中保育士
支援体制	ケース会議（担任 田中、園長 山本、フリー保育士 佐藤）
支援内容	○母親の大変さ・忙しさを受け止めつつ母親が相談できる雰囲気をつくる ○まずは朝食を食べてみるように伝える
留意事項等	○母親の感情の起伏を観察しながら、寄り添う

## ●関係機関との連携（課題2）

関係機関名称（担当者名）	かわり内容
市家庭児童相談室	送迎や入浴等の援助を依頼する
県児童相談所	あごや傷があればすぐに対応できるようにする

※登場人物は全員仮名であり、個人情報保護の観点から一部変更しています。



## ケース検討シート

●対象児名前： \_\_\_\_\_ ●年齢（クラス）： \_\_\_\_\_

●虐待が疑われる点

--

●基本的事項

在籍期間	： 年	ヵ月（	歳	ヵ月で入所）
転所歴	： 過去	所（園）	に在籍	
家族の状況	：			

●ジェノグラム

●関係機関の状況	かかわり内容
関係機関名称（担当者）	かかわり内容

●必要だと考えられる支援

子どもへの支援

保護者（世帯）への支援

--

●その他

--

●課題1 : \_\_\_\_\_

●目標（課題1） : \_\_\_\_\_

●園での支援（課題1）

--

●関係機関との連携（課題1）

関係機関名称（担当者名）	かかわり内容

●課題2 : \_\_\_\_\_

●目標（課題2） : \_\_\_\_\_

●園での支援（課題2）

--

●関係機関との連携（課題2）

関係機関名称（担当者名）	かかわり内容

※A3サイズ等に拡大コピーしてご利用ください。なお、本ページのみのデータも本会ホームページに掲載しています。

# 虐待が疑われる子どもを発見したら

自園での対応方法を  
確認し、記入しましょう

(園名)

での対応は…

## 1 虐待かと思ったら

### ①まず、(担当者名)

に報告する

報告する内容は

- ・虐待が疑われる点 ※できるだけ具体的に。けが等は、写真に撮っておく。
- ・当該児の現在の状況（活動中、別室にて待機中 等）
- ・最近の保護者の様子（登園時の様子 等） 等

### ②園として、虐待通告を行うか検討 ※虐待通告について保護者に伝えるかも併せて検討

### ③虐待通告を行う場合の連絡先は

名称	連絡先
(市町村担当課)	
(児童相談所)	
(都道府県の設置する福祉事務所)	

通告する内容は

- ・当該児の基礎情報（氏名、生年月日、住所、在園歴 等）
  - ・虐待と疑われる点
  - ・当該児の現在の状況（園にいる、自宅に帰っている、登園していない 等）
  - ・家庭の状況（保護者の状況、きょうだいの有無、同居家族の有無 等） 等
- ※当該児に関する記録等を活用し、客観的事実に基づく確実な情報提供に努める

## 2 子どもや保護者の支援において連携できる地域の機関

名称	連絡先
(市町村虐待担当課)	
(担当者： )	
(市町村保育担当課)	
(担当者： )	
(児童相談所)	
(担当者： )	
(担当者： )	
(担当者： )	
(担当者： )	

※市町村子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、要対協事務局、病院、民生委員・児童委員、児童家庭支援センター等、地域資源の連絡先を記入。

# 児童虐待に関する資料・情報

## 1 | 本冊子内に出てきた法令等

### ◎児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）（P.4、P.5、P.9、P.17）

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=412AC1000000082](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=412AC1000000082)



### ◎児童福祉法（P.5、P.9）

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=322AC000000164](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC000000164)



### ◎子育て世代包括支援センター業務ガイドライン（P.19）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou/11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodatesedaigaidorain.pdf>



## 2 | 児童虐待に関する情報を取得したい

### ◎児童虐待防止対策（厚生労働省ホームページ内）

児童虐待の現状や防止の取り組み等、児童虐待に関する情報全般を掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html)



### ◎体罰等によらない子育てのために

子育てに悩む保護者を支援し、体罰等によらない子育て推進の参考となる冊子です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000598146.pdf>



### ◎子どもの権利条約

子どもの権利条約および関連の政府報告等を掲載しています。（外務省ホームページ内）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/>



## 3 | 参考書籍・パンフレットの紹介

### ◎気づく かかわる つなげる ～保育者のための子どもと保護者の育ちを支えるガイドブック～

日々子どもと保護者に接する保育所等で、子どもや保護者の違和感に「気づき、かかわり、（支援に）つなげる」ことで、児童虐待を予防する方策を解説しています。発行：全国社会福祉協議会 定価：800円＋税

<https://www.fukushinohon.gr.jp/>



### ◎パンフレット「保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える」

子どもの貧困は、児童虐待と密接な関係があるとされています。子どもの貧困について、「気づきのポイント」や保育所等での対応の流れ等を掲載しています。全国保育士会ホームページから全文ダウンロードいただけます。

発行：全国保育士会 監修：山縣 文治（関西大学 教授）

[https://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html#pamph\\_hinkon](https://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html#pamph_hinkon)



### ◎保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

保育者は、「子どもの人権擁護」について常に高い意識を持つことが重要です。本冊子は、保育者が人権擁護の視点から自らの保育を自己点検するためのツールで、「『良くない』と考えられるかかわり」や「より良いかかわりへのポイント」を掲載しています。全国保育士会ホームページから全文ダウンロードいただけます。

発行：全国保育士会 監修：山縣 文治（関西大学 教授）

[https://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html#pamph\\_checklist](https://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html#pamph_checklist)



本冊子は下記URLより全文ダウンロードいただけます。なお、本ページに記載の関連資料等の情報も併せてご覧いただけます。 [https://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html#pamph\\_gyakutai](https://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html#pamph_gyakutai)



## これって虐待？

子どもの笑顔を守るために

令和2年3月作成

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育士会

保育者向け児童虐待に関する研修用ツール  
作業委員会

委員長	山縣文治	関西大学 教授
委員	藤井祐子	全国保育園保健師看護師連絡会 会長
	服部明子	千葉県・府馬保育園
	間所あゆみ	宮崎県・三名保育園
	橋本恵美	高知県・いづみ保育園
	伊藤裕子	大阪府・南河学園附属国分保育園

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL.03-3581-6503 / FAX.03-3581-6509  
E-mail info@z-hoikushikai.com  
ホームページ <https://www.z-hoikushikai.com/>



※本冊子は、全国保育士会ホームページよりダウンロードいただけます。  
なお、全国保育士会ホームページは、上記QRコードからご覧いただけます。



スカンポ——  
それは愛情の花  
可憐でたくましい

私たち保育者は根強くつなぎをして  
子どもたちのしあわせを守りましょう。  
シンボルマークはスカンポの花を  
デザインしたものです。  
全国保育士会